

全 建 労 発 第 7 号
平成 23 年 4 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の
取扱いに関する特例について

平素より、本会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの東日本大震災の復旧工事に当たっては、被災地のがれき撤去の際、石綿から防護できる有能な呼吸用保護具を着用することが適当ですが、復旧工事を行う事業所が所定の要件を具備した呼吸用保護具を必要な数量確保できない状況にあることから、このたび、厚生労働省より復旧工事に携わる労働者の健康障害を予防するための当面の処置として、別添のとおり国家検定を取得していないものの、諸外国の一定規格に適合している防じんマスクについては、地域を限って呼吸用保護具として使用することを認めるとこととした旨の通知がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について十分ご留意いただき労働者の石綿粉じんのばく露防止対策にご努力いただきますようご周知方よろしくお願い申し上げます。

以上